

第1回 石巻市震災伝承検討委員会

日時：平成25年11月27日（水）

午後1時から

会場：石巻市役所5階 市民活動ルームA・B

- 1 開 会
- 2 あいさつ（市長）
- 3 委嘱状交付及び委員紹介
- 4 委員長及び副委員長選出
※ 委員長あいさつ
- 5 石巻市震災伝承検討委員会の運営について
- 6 議 事
 - (1) 震災伝承に係る本市の方針について
 - (2) 震災伝承に係る各被災地の現状及び課題について
 - (3) 震災伝承に係る市民意見アンケート（案）について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) 意見交換
- 7 そ の 他
- 8 閉 会

石巻市震災伝承検討委員会 委員名簿

(敬称略)

	団体名	氏名	出欠
1	東北大学災害科学国際研究所 所長	平川 新	出
2	一般社団法人減災・復興支援機構 理事長	木村 拓郎	出
3	東北大学大学院工学研究科 教授	小野田 泰明	欠
4	常葉大学大学院環境防災研究科教授 石巻専修大学 客員教授	重川 希志依	欠
5	石巻市文化財保護委員会議 議長 法音寺住職	谷川 正明	出
6	石巻市防災副読本編集委員会 会長 石巻市学校防災推進会議 委員	湯目 隆之	出
7	石巻観光ボランティア協会 会長	齋藤 敏子	出
8	一般社団法人みらいサポート石巻	藤間 千尋	出
9	株式会社三陸河北新報社編集部長	菅野 健寿	出
10	株式会社石巻日日新聞社常務取締役	武内 宏之	出
11	石巻コミュニティ放送株式会社	青木 絵美	出
12	復興庁宮城復興局復興推進官	石塚 昌志	出
13	宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長	熊谷 良哉	出
14	宮城県東部地方復興事務所地方復興部長	佐々木 靖彦	出

石巻市震災伝承検討委員会設置要綱

平成25年10月1日

石巻市告示第301号

(設置)

第1条 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。以下「震災」という。）による深い傷跡、悲しみの記憶及び震災を通じて得られた教訓を風化させることなく後世に伝えるための各種施策等を検討するとともに、専門的視点による効果的な提言を得ることを目的として、石巻市震災伝承検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、必要な提言を行う。

- (1) 震災の記憶を伝承するための手法等に関すること。
- (2) 震災遺構の選定及び保存方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、震災伝承に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、復興政策部復興政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。
(最初の委員会の招集)
- 2 委員が委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。